

小樽市マイナンバーカード出張申請受付事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、小樽市マイナンバーカード出張申請受付事業委託業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

小樽市マイナンバーカード出張申請受付事業委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年12月10日（火）まで

※ 想定であり、事業者からの提案に沿って決定する。

(4) 予算上限額（消費税及び地方消費税含む。）

6,708,900円

(5) 委託者

小樽市

(6) 支払方法

受託者は、業務を完了したときは、契約金額を委託者に請求するものとし、委託者は、受託者の適法な請求書が提出された日から30日以内に支払う。

なお、委託料の前金払いや部分払いは、行わない。

(7) 契約保証金

上記(4)の10/100以上の額。ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) マイナンバーカードの申請時来庁方式について、相当の知識及び経験を有していること。また、本業務に関するノウハウや知見、かつ、事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する担当者を配置できること。
- (2) 小樽市税に滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しないものであること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
- (7) 提案内容については、類似の事業実績が過去3年以内に、北海道内の地方公共団体等において採用実績があること。

5 スケジュール（予定）

内容	日程・期限
仕様書等の交付	令和6年4月16日（火）～令和6年4月30日（火）
質問票の提出	令和6年4月30日（火）午後5時まで
質問票の回答	令和6年5月2日（木）までに回答
企画提案書等の提出	令和6年5月20日（月）午後5時まで
候補者の選定	令和6年5月下旬
選定結果の通知	令和6年6月上旬
契約手続	令和6年6月下旬

6 仕様書等の入手方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

7 参加手続等

(1) 質問票の提出

本公募に関する質問は、「質問票」(様式1)に記入し、電子メールで送付すること。なお、提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

質問票への回答は、令和6年5月2日(木)までに電子メールで送信するとともに、小樽市ホームページに掲載する。

ア 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時00分

イ 提出先 「12 提出先・問合せ先」参照

(2) 企画提案書等の提出

次により必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和6年5月20日(月)午後5時00分

イ 提出先 「12 提出先・問合せ先」参照

ウ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送、提出期限必着のこと。なお、郵送し配達が遅延した場合、事故・天災等の事情は考慮せず受理しない。

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 企画提案書・参考見積書表紙(様式3)

※企画提案書及び参考見積書は任意様式とする。

(ウ) 受託等実績書(様式4)

(エ) 事業者の業務概要がわかる資料(会社案内など、法人の概要がわかる資料)

(オ) 誓約書(様式5)

(カ) 使用印鑑届(様式6)

(キ) 登記事項全部証明書(写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(ク) 小樽市税に滞納がないことの証明書(小樽市に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(コ) 決算報告書等(申請時直近2期分の貸借対照表、損益計算書等)

※なお、小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある応募者は、(オ)～(コ)の提出を省略することができます。

(3) 提出部数

・(2)のエの(ア)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)は各1部

・(2)のエの(イ)、(ウ)、(エ)は各7部

(2)のエの(イ) 企画提案書・参考見積書表紙(様式3)は正本1部のみ押印し残り

6部は複写とする。)

(4) 辞退する場合

参加申込書を提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届(様式7)を持参又は郵送の方法により提出すること。(郵送の場合は、未達防止のため御連絡願います。)

8 企画提案書に関する事項

ア 様式は任意とするが、原則としてA4版で作成し、表紙、目次等を除き、おおむね30ページ以内で作成すること。

イ 次の項目におおむね沿った内容であること。

(ア) 全体計画

(イ) 実施施設の募集・実施調整

(ウ) 実施体制

(エ) 受託実績の内容

(オ) 独自提案(ある場合)

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し審査を行う。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提出者へのヒアリングにより、別紙に掲げる評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が基準点に満たない参加事業者については、契約の相手側の候補者とはしないものとする。

(3) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

(4) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき40分以内(内容説明20分、質疑応答20分)を予定しており、日時・場所等の詳細は、別途連絡する。

(5) 評価項目

別紙「審査項目及び主な評価基準」のとおり

(6) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「4 参加資格」を満たさなくなった場合

- イ 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽があった場合
 - エ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - オ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合
 - カ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - キ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合
- (7) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、小樽市ホームページに掲載することとする。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

10 契約の締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) マイナンバーカード事務費補助金の状況によって、本プロポーザルを中止すること、また最適な提案者の選定後に前項の契約を締結しないことがある。その場合、提案者、最適な提案者又は次順位の提案者に文書で通知する。
- (3) 提出書類は、受託者の選定以外には使用しない。
- (4) 提出書類は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載を行った場合、当該提出書類を無効とする。
- (7) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (8) 提出書類は、小樽市情報公開条例(平成18年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。

- (9) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関りがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

12 提出先・問合せ先

小樽市生活環境部戸籍住民課（小樽市役所別館 1 階） マイナンバー窓口担当：伊賀
〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号

電話：(0134) 32-4111 内線 619

FAX：(0134) 33-4644

電子メール：koseki-jumin@city.otaru.lg.jp

別紙 審査項目及び主な評価基準

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	全体計画 (20)	事業の目的、趣旨等を十分に理解した上で具体的な企画提案がされているか。	5
		事業目的の達成のため十分な専門的知識やノウハウ、ネットワーク、企画力等を有しているか。	10
		実施施設数及び申請受付件数の想定は仕様書と同等以上であるか。	5
2	実施施設の 募集・実施 調整 (25)	広報、周知の内容は具体的で計画性があり、実施施設の候補に広く周知・認知させる効果が見込めるものであるか。	5
		実施施設の候補に対し、積極的にマイナンバーカードの利便性、マイナ保険証の動向を伝えること等により、実施希望を得る説得力がある内容であるか。	10
		広報、周知及び実施施設との調整は、責任ある管理者の下で適切、柔軟、効果的に対応でき、実施施設とスムーズに調整できる体制が構築できるか。	5
		マイナンバーカードの手続きに関する知識を十分に理解し、必要書類、注意事項等の適切な事前説明・周知が可能であるか。	5
3	実施体制 (35)	実施場所・日時など、実施施設等に沿って柔軟に実施できる想定であるか。	5
		準備する人員・物品等は十分かつ確実であるか。	5
		会場設営、申請者の案内・誘導、顔写真撮影、必要書類の記入サポート、本人確認の実施、申請書の引渡し、会場撤収までを確実かつ効率的に実行可能な想定であるか。	10
		申請者が障害や医療上の理由等によってマイナンバーカードの申請に支援が必要な方である場合、想定する対応は適切かつ具体的な内容であるか。	5
		従事する管理者及びスタッフは、必要な知識、手順等を十分に理解の上、適切かつ丁寧な対応が可能であるか。また、管理者は状況に沿って柔軟な判断により、適切な指示、改善、報告等が可能であるか。	5
		事故、人為的ミス等が発生しないよう対策は十分であるか。	5
4	業務実績 (15)	委託業務の実行力を示す他自治体における類似の実績が豊富でノウハウの蓄積があるか。	10
		体制や手法は、他自治体における類似の実績を活かすことができるものとなっているか。	5
5	独自提案 (5)	仕様に定めた事項以外で、委託業務の確実又は効率的な実施に資することや、市民サービスの向上、マイナンバーカードの普及促進又は小樽市の業務負担軽減に資する独自提案があるか。	5
合計			100

※基準点を60点とする。基準点に満たない参加事業者は、契約候補者とはしないものとする。